

平成 29 年度 事業計画書

平成 29 年度方針

本財団の目的である男女共同参画社会の形成に資する生涯学習及び次世代育成の振興に寄与する事業の円滑なる進展を図るため、国内外の動向を踏まえた最新の情報提供に努めるとともに、事業領域・内容の工夫、広報活動の強化、関係機関・団体との協力連携を通じ、当面する諸課題について各学習事業、管理運営、その他の事務を遂行する。

特に、今年度は、「日本女性学習財団賞」をリニューアルした「日本女性学習財団 未来大賞」のレポート募集と、財団認定キャリア形成支援士の活動支援に注力し、財団中期ビジョンに沿って、財団の目的を継続的に果たすことができるよう基盤を強化する。

I. 「公益目的事業」＜生涯学習の振興および活性化支援事業＞

1. 研究調査

(1) 防災・減災に関する調査研究

男女共同参画と災害・復興ネットワーク（代表：堂本暁子）と協働で事業を行うと共に、ホームページ上で防災・減災とジェンダーに関する情報を発信する。

(2) 女性の教育・学習活動史研究

「日本女性学習財団賞」をリニューアルし、テーマを「出発・再出発」とした「日本女性学習財団 未来大賞」レポート募集を開始する。

2. 人財育成

(1) 公益財団法人日本女性学習財団認定キャリア形成支援士養成講座及び関連事業

働く女性・働きたい女性をサポートする方を「キャリア形成支援士」として認定するための第5期支援士養成講座、第2期・3期の更新講座を実施する。また、「キャリア人財プラットフォーム」を基盤として、この核となる「キャリア形成支援士」の交流と活動を支援する。

3. 情報提供

(1) 月刊「We learn」編集・発行

本誌は、男女共同参画の普及啓発のための専門誌として女性の教育・学習の課題及び次世代育成の全国的・国際的な課題並びに、研究及び実践活動に関する情報を収集・提供している唯一の情報誌である。今年度は、女性の生涯にわたる学びとキャリア形成を進める上での企画や教材の礎になることを意識した情報提供を行う。

(2) パネル等普及啓発資料の作成・普及

イラストを通して男女共同参画にまつわるさまざまな問題を提示する「なるほどジェンダー」パネルを貸出・販売する。また、女性関連施設等での財団事業紹介の展示に参加する。

(3) 資料の整備・情報公開

①ホームページの充実

当財団の事業については、適宜、事業案内・報告を財団ホームページに掲載し、その内容を公開する。また、フェイスブックを用いて、タイムリーな情報提供に努める。

②スペース We learn の活用

スペース We learn を活用した“ぶっく・とーく”等の講座を開催する。

4. 関係諸団体との連携支援

(1) 日本女子会館内外団体との連携

(一社) 農山漁村女性・生活活動支援協会、(一社) 国際女性教育振興会、(公財) さわやか福祉財団、(特非) 全国女性会館協議会など女子会館内団体との情報交換を行い、国際婦人年連絡会、(特非) 全国女性会館協議会、社会教育団体振興協議会等に加盟して、全国的・国際的な活動に参加・参画するとともに、全国各地からの要望に応じて連携・支援を行う。さらに、大学、企業、地元行政機関等との連携を強化する。

また、生涯学習活動等当財団と活動目的を共有する非営利法人6団体に対して、継続して日本女子会館施設を低料金で提供することにより、当該法人の活動を支援する。

(2) 女性関連団体への会議室の提供

日本女子会館テナント、女性支援・生涯学習を目的とする関連法人に限らず、外部の女性関連団体等に対して積極的に貸会議室に関する広報活動を行い、周辺相場より安価で提供し、当該団体の活動支援を図る。

(3) シェアオフィス・バーチャルオフィス (オフィス We learn)

女性が起業するにあたって活動拠点となるオフィスの確保が障壁の一つとなっていることから、女性の自立を支援することを目的として女性専用シェアオフィス・バーチャルオフィス事業を平成 26 年度にスタートし、平成 28 年度より日本女子会館ビルの公益目的賃貸事業の一環として管理運営を行っている。

「キャリア形成支援士」に対して入会時の優遇措置を設ける等、積極的に「オフィス We learn」の紹介を行い会員数の確保、並びに会員相互の交流の場としても活用し、会員のビジネスチャンスづくりにも寄与することを目指す。

II. 「収益事業」 <日本女子会館建物の賃貸事業>

1. テナント入退去の状況

平成 28 年は、4 月 1 日より 4 階に 1 区画 (約 15 坪) 空室ができたが、当初の見込みどおり 6 月以降空室率ゼロを維持している。

平成 29 年度は、① 6 月 1 日より 1 区画（約 16 坪）、② 7 月 1 日より 1 区画（約 12 坪）の退去が予定されており、①の物件については新規募集を開始し早期のテナント契約を要する。②については、財団での活用等についても検討する。

既存テナント契約更新時における賃料改定及び定期建物賃貸借契約への契約変更については、昨年と同様の方針を進めていく。

Ⅲ. 日本女子会館の維持経営

1. 日本女子会館建物の維持管理

これまで同様、既存建物を維持していく上で入館者等の安全確保に重点を置き、日常点検に注力し、建築、設備の両面より、安全で快適なビル空間を提供できるよう建物の維持管理業務を推進する。経年劣化、修理部品の供給終了、法的有効期限の経過等により、改修・更新・撤去等を必要とする建築設備等が毎年増加している。

法令遵守及び安全性・機能性の維持改善に関する工事について優先順位を高く設定し、既設設備等の耐用年数より計画された更新計画の基づく更新等を進めていく。

2. 日本女子会館ビルの調査検討

収益の確保と公益目的事業の充実拡大を図るため、将来の日本女子会館ビルのあり方について平成 24 年度に調査検討のためのワーキンググループを設け、評議員、理事、監事から選出された委員の協力を得て、これまでに 15 回委員会を開催してきた。

平成 29 年度は、日本女子会館ビルの事業スキームについて、より具体的で総合的な検討を進めていくこととする。